

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成31年2月22日	
【会社名】	日本国土開発株式会社	
【英訳名】	J D C C O R P O R A T I O N	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 朝 倉 健 夫	
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂四丁目9番9号	
【電話番号】	03(3403)3311(大代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 曾 根 一 郎	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂四丁目9番9号	
【電話番号】	03(5410)5720	
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 曾 根 一 郎	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	5,031,320,000円
	売出金額	
	(引受人の買取引受による売出し)	701,760,000円
	ブックビルディング方式による売出し (オーバーアロットメントによる売出し)	1,029,384,000円
	ブックビルディング方式による売出し	
【縦覧に供する場所】	日本国土開発株式会社 横浜支店 (横浜市中央区花咲町二丁目65番地の6)	
	日本国土開発株式会社 名古屋支店 (名古屋市東区白壁一丁目45番地)	
	日本国土開発株式会社 大阪支店 (大阪市淀川区西中島五丁目5番15号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成31年1月29日付をもって提出した有価証券届出書及び平成31年2月14日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集12,080,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し3,394,400株（引受人の買取引受による売出し1,376,000株・オーバーアロットメントによる売出し2,018,400株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成31年2月22日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
 - 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）
 - (2) ブックビルディング方式
 - 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
 - 4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）
 - (2) ブックビルディング方式
- 募集又は売出しに関する特別記載事項
2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について
 3. ロックアップについて
 4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 頁で示してあります。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	12,080,000(注) 2 .	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 . 平成31年 1 月29日開催の取締役会決議によっております。
- 2 . 発行数については、平成31年 1 月29日及び平成31年 2 月13日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数12,080,000株であります。本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本募集」という。）は、金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令第 9 条第 1 号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 3 . 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
- 4 . 「第 1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）並びに「第 2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第 2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 5 . 上記とは別に、平成31年 1 月29日及び平成31年 2 月13日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式2,018,400株の第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 6 . 本募集並びに引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 . ロックアップについて」をご参照下さい。
- 7 . 当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、上記発行数のうち、1,345,600株を上限として、当社従業員への福利厚生を目的に、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）を当社が指定する販売先（親引け先）として、要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 . 当社指定販売先への売付け（親引け）について」をご参照下さい。資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする信託契約（以下「本信託契約」という。）を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて導入される制度を「本制度」といいます。本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	12,080,000(注)2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成31年1月29日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成31年1月29日及び平成31年2月13日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数12,080,000株であります。本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本募集」という。）は、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し2,018,400株を追加的に行います。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
5. 上記とは別に、平成31年1月29日及び平成31年2月13日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式2,018,400株の第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
6. 本募集並びに引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。
7. 当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、上記発行数のうち、1,345,600株を、当社従業員への福利厚生を目的に、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）を当社が指定する販売先（親引け先）として、要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について」をご参照下さい。資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする信託契約（以下「本信託契約」という。）を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて導入される制度を「本制度」といいます。本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

2 【募集の方法】

(訂正前)

平成31年2月22日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は平成31年2月13日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(発行価額416.50円)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	12,080,000	5,031,320,000	
計(総発行株式)	12,080,000	5,031,320,000	

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
4. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
5. 仮条件(490円～510円)の平均価格(500円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は6,040,000,000円となります。

(訂正後)

平成31年2月22日に決定された引受価額(479.40円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格510円)で本募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	12,080,000	5,031,320,000	
計(総発行株式)	12,080,000	5,031,320,000	

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
4. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

(注) 5. の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	416.50	(注) 3 .	100	自 平成31年 2月25日(月) 至 平成31年 2月28日(木)	未定 (注) 4 .	平成31年 3月 4日(月)

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、490円以上510円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成31年2月22日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2 . 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(416.50円)及び平成31年2月22日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 . 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。
- 4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。
- 5 . 株式受渡期日は、平成31年3月5日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 . 申込み在先立ち、平成31年2月15日から平成31年2月21日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 . 引受価額が会社法上の払込金額(416.50円)を下回る場合は本募集による自己株式の処分を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
510	479.40	416.50	(注) 3 .	100	自 平成31年 2月25日(月) 至 平成31年 2月28日(木)	1株 につき 510	平成31年 3月 4日(月)

- (注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
- 発行価格の決定に当たりましては、仮条件(490円～510円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
- 当該ブックビルディングの状況につきましては、
- 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
- 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
- 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
- 以上が特徴でありました。
- 上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、510円と決定いたしました。
- なお、引受価額は479.40円と決定いたしました。
- 2 . 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(510円)と会社法上の払込金額(416.50円)及び平成31年2月22日に決定された引受価額(479.40円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 . 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。
- 4 . 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき479.40円)は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。
- 5 . 株式受渡期日は、平成31年3月5日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 . 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8 . の全文削除

4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	10,734,600	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、平成31年3月4日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	807,300	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	269,100	
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号	134,500	
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	134,500	
計		12,080,000	

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成31年2月22日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	10,734,600	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、平成31年3月4日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき479.40円)を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき30.60円)の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	807,300	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	269,100	
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号	134,500	
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	134,500	
計		12,080,000	

(注) 1. 上記引受人と平成31年2月22日に元引受契約を締結いたしました。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
5,677,600,000	23,000,000	5,654,600,000

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(490円～510円)の平均価格(500円)で算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
5,791,152,000	23,000,000	5,768,152,000

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額5,654,600千円については、「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限948,648千円と合わせて、事業拡大のための設備資金及び太陽光発電事業を展開する匿名組合への出資に充当する予定であり、その具体的な内容及び充当時期は以下の通りであります。

技術開発拠点「つくば未来センター及び関連施設」(注)1.への投資

土木・建築事業にかかる技術開発及び新しい価値創造を目的とした「つくば未来センター及び関連施設」新設に係る設備投資資金として1,702,000千円(平成31年5月期:893,000千円、平成32年5月期:110,000千円、平成33年5月期:699,000千円)

機械設備の購入

機械土工の推進を目的とし、復興支援技術、リサイクル技術、土砂改良技術のための機械や、ICT施工(無人飛行体を用いた写真測量による現況地形の3次元化や建設機械の自動化技術などを単独もしくは連携させた技術による施工の自動化)のための機械購入資金として2,116,000千円(平成31年5月期:158,000千円、平成32年5月期:868,000千円、平成33年5月期:1,090,000千円)

全社システム投資

SAPシステムの導入(建設産業全体の生産性向上を目的としたCI-NET導入や連結決算業務の円滑化などを図るための基幹系システム)・経費精算システムの構築(会計システムとの連動により経費精算業務の省力化を図るなど業務改善を図るためのシステム)・建設クラウドシステムからの移行費用(新旧基幹系システム間の移行)等のシステム投資資金として、715,000千円(平成31年5月期:510,000千円、平成32年5月期:205,000千円)

太陽光発電事業への投資(匿名組合への出資)

安定的な収益基盤の確保に向けて注力を進めている太陽光発電事業のうち、震災復興事業の一環として取り組む松島町太陽光発電プロジェクト(宮城県)への出資金5,000,000千円(注)2.の一部として残額を充当し、当該出資金は発電設備の購入等(注)3.に充当(平成31年5月期:残額全て)

なお、各使途の具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

- (注)1.つくば未来センター及び関連施設には「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」に記載している項目に加えてインフラ設備、研究機材等が含まれております。
- 2.松島太陽光発電所は、当社の保有する資産(土地)を有効活用し、再生可能エネルギー事業を行うもので、発電出力50MWの大型メガソーラー発電所であります。本事業の事業主体として松島太陽光発電合同会社を設立しており、当社及び国土開発工業株式会社は匿名組合員として本事業へ出資しております。
- 3.松島太陽光発電合同会社を営業者とする匿名組合としての設備投資については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。
- 4.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

上記の手取概算額5,768,152千円については、「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限967,620千円と合わせて、事業拡大のための設備資金及び太陽光発電事業を展開する匿名組合への出資に充当する予定であり、その具体的な内容及び充当時期は以下の通りであります。

技術開発拠点「つくば未来センター及び関連施設」(注)1.への投資

土木・建築事業にかかる技術開発及び新しい価値創造を目的とした「つくば未来センター及び関連施設」新設に係る設備投資資金として1,702,000千円(平成31年5月期:893,000千円、平成32年5月期:110,000千円、平成33年5月期:699,000千円)

機械設備の購入

機械土工の推進を目的とし、復興支援技術、リサイクル技術、土砂改良技術のための機械や、ICT施工(無人飛行体を用いた写真測量による現況地形の3次元化や建設機械の自動化技術などを単独もしくは連携させた技術による施工の自動化)のための機械購入資金として2,116,000千円(平成31年5月期:158,000千円、平成32年5月期:868,000千円、平成33年5月期:1,090,000千円)

全社システム投資

SAPシステムの導入(建設産業全体の生産性向上を目的としたCI-NET導入や連結決算業務の円滑化などを図るための基幹系システム)・経費精算システムの構築(会計システムとの連動により経費精算業務の省力化を図るなど業務改善を図るためのシステム)・建設クラウドシステムからの移行費用(新旧基幹系システム間の移行)等のシステム投資資金として、715,000千円(平成31年5月期:510,000千円、平成32年5月期:205,000千円)

太陽光発電事業への投資(匿名組合への出資)

安定的な収益基盤の確保に向けて注力を進めている太陽光発電事業のうち、震災復興事業の一環として取り組む松島町太陽光発電プロジェクト(宮城県)への出資金5,000,000千円(注)2.の一部として残額を充当し、当該出資金は発電設備の購入等(注)3.に充当(平成31年5月期:残額全て)

なお、各使途の具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

- (注)1.つくば未来センター及び関連施設には「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」に記載している項目に加えてインフラ設備、研究機材等が含まれております。
- 2.松島太陽光発電所は、当社の保有する資産(土地)を有効活用し、再生可能エネルギー事業を行うもので、発電出力50MWの大型メガソーラー発電所であります。本事業の事業主体として松島太陽光発電合同会社を設立しており、当社及び国土開発工業株式会社は匿名組合員として本事業へ出資しております。
- 3.松島太陽光発電合同会社を営業者とする匿名組合としての設備投資については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。
- 4.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

（訂正前）

平成31年2月22日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち 入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	1,376,000	688,000,000	東京都港区芝大門一丁目1番30号 株式会社ユーシン 1,374,000株 東京都新宿区 増成 公男 2,000株
計(総売出株式)		1,376,000	688,000,000	

（注）1．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2．「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受けによる売出しも中止いたします。

3．売出価額の総額は、仮条件（490円～510円）の平均価格（500円）で算出した見込額であります。

4．売出数等については今後変更される可能性があります。

5．振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3．に記載した振替機関と同一であります。

6．本募集並びに引受人の買取引受けによる売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7．引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成31年2月22日に決定された引受価額(479.40円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格510円)で売出し(以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち 入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	1,376,000	701,760,000	東京都港区芝大門一丁目1番30号 株式会社ユーシン 1,374,000株 東京都新宿区 増成 公男 2,000株
計(総売出株式)		1,376,000	701,760,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受けによる売出しも中止いたします。
3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
4. 本募集並びに引受人の買取引受けによる売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
5. 引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3.4.の全文削除及び5.6.7の番号変更

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成31年 2月25日(月) 至 平成31年 2月28日(木)	100	未定 (注) 2	引受人の本店及び 全国各支店	東京都千代田区丸の内二丁 目5番2号 三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受けによる売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成31年2月22日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受けによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受けによる売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
510	479.40	自 平成31年 2月25日(月) 至 平成31年 2月28日(木)	100	1株 につき 510	引受人の本店及び 全国各支店	東京都千代田区丸の内二丁 目5番2号 三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社	(注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受けによる売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。
3. 引受人である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき30.60円）の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と平成31年2月22日に元引受契約を締結いたしました。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受けによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受けによる売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち 入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	2,018,400	1,009,200,000	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株 式会社 2,018,400株
計(総売出株式)		2,018,400	1,009,200,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成31年1月29日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式2,018,400株の第三者割当による自己株式の処分の決議を行っております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(490円～510円)の平均価格(500円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち 入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	2,018,400	1,029,384,000	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株 式会社 2,018,400株
計(総売出株式)		2,018,400	1,029,384,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う売出しであります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成31年1月29日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式2,018,400株の第三者割当による自己株式の処分の決議を行っております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1.	自 平成31年 2月25日(月) 至 平成31年 2月28日(木)	100	未定 (注) 1.	三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会 社の本店及び全国各支 店		

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（平成31年2月22日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受けによる売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様です。

(訂正後)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
510	自 平成31年 2月25日(月) 至 平成31年 2月28日(木)	100	1株 につき 510	三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会 社の本店及び全国各支 店		

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成31年2月22日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受けによる売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様です。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2．第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社三菱UFJ銀行(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成31年1月29日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式 2,018,400株の第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式2,018,400株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき416.50円
(3)	払込期日	平成31年3月27日(水)

(注) 割当価格は、平成31年2月22日に決定される予定の「第1 募集要項」における自己株式の処分の引受価額と同一とする予定であります。

(以下省略)

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社三菱UFJ銀行(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成31年1月29日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式 2,018,400株の第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式2,018,400株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき416.50円
(3)	払込期日	平成31年3月27日(水)

(注) 割当価格は、平成31年2月22日に決定された「第1 募集要項」における自己株式の処分の引受価額(479.40円)と同一であります。

(以下省略)

3．ロックアップについて

(訂正前)

本募集並びに引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である株式会社ユーシン及び増成公男、当社株主及び貸株人である株式会社三菱UFJ銀行並びに当社株主である日本国土開発持株会、株式会社ザイマックス、株式会社西京銀行、アジア航測株式会社、前田建設工業株式会社、日本基礎技術株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、東亜道路工業株式会社、須賀工業株式会社、日比谷総合設備株式会社、トーヨーカネツ株式会社、阪和興業株式会社、三井住友信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行、日本国土開発役員持株会、日本アспектコア株式会社、株式会社ほけんe y e 西京、三信建設工業株式会社、新和コンクリート工業株式会社、ジェコス株式会社、日建工学株式会社、新和商事株式会社、株式会社セイビ、エムエステイ保険サービス株式会社、西京リース株式会社、三菱UFJリース株式会社、吉田良博、清水嘉弘、野村茂生、高田茂、林伊佐雄、安部英一、佐々木伸也、松島浩一、赤神元英、木村秀夫は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成31年8月31日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受けによる売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成31年1月29日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社普通株式の割当てを受けた者（みずほ信託銀行（一般財団法人日本国土開発未来研究財団口））とは平成32年1月23日まで、当社新株予約権の割当てを受けた者（朝倉健夫以下38名）との間には上場日の前日までの継続所有等の確約を行っております。

さらに、親引け先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当該親引けにより取得した当社普通株式について、並びに本信託（後記「4．当社指定販売先への売付け（親引け）」について（1）親引け予定先の状況等b．親引け予定先との関係」において定義される。）の受託者であるみずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が親引けにより取得する当社普通株式について、それぞれ主幹事会社に対して、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成31年8月31日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

（訂正後）

本募集並びに引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である株式会社コーシン及び増成公男、当社株主及び貸株人である株式会社三菱UFJ銀行並びに当社株主である日本国土開発持株会、株式会社ザイマックス、株式会社西京銀行、アジア航測株式会社、前田建設工業株式会社、日本基礎技術株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、東亜道路工業株式会社、須賀工業株式会社、日比谷総合設備株式会社、トーヨーカネツ株式会社、阪和興業株式会社、三井住友信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行、日本国土開発役員持株会、日本アスペクトコア株式会社、株式会社ほけんeye西京、三信建設工業株式会社、新和コンクリート工業株式会社、ジェコス株式会社、日建工学株式会社、新和商事株式会社、株式会社セイビ、エムエステイ保険サービス株式会社、西京リース株式会社、三菱UFJリース株式会社、吉田良博、清水嘉弘、野村茂生、高田茂、林伊佐雄、安部英一、佐々木伸也、松島浩一、赤神元英、木村秀夫は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年8月31日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受けによる売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成31年1月29日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社普通株式の割当てを受けた者（みずほ信託銀行（一般財団法人日本国土開発未来研究財団口））とは平成32年1月23日まで、当社新株予約権の割当てを受けた者（朝倉健夫以下38名）との間には上場日の前日までの継続所有等の確約を行っております。

さらに、親引け先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当該親引けにより取得した当社普通株式について、並びに本信託（後記「4．当社指定販売先への売付け（親引け）」について（1）親引け予定先の状況等b．親引け予定先との関係」において定義される。）の受託者であるみずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が親引けにより取得する当社普通株式について、それぞれ主幹事会社に対して、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成31年8月31日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

(訂正前)

当社は、本募集並びに引受人の買取引受けによる売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に基づき、当社従業員への福利厚生を目的として資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対し、本募集株式のうち1,345,600株を上限として売付けることを引受人に要請しております。資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする信託契約（以下「本信託契約」という。）を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて導入される制度を「本制度」といいます。本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社が主幹事会社に対し、売付けることを要請している指定販売先（親引け予定先）の状況等については以下のとおりであります。

(1) 親引け予定先の状況等

a. 親引け予定先の概要	名称	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
	本店の所在地	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 渡辺 伸充
b. 親引け予定先との関係	<p>資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする本信託契約を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。</p> <p>(1) 概要 本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し、当社株式等を給付する仕組みです。 当社は、従業員に対し株式給付規程に基づきポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。 なお、本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、信託銀行はかかる指図に従って、議決権行使を行います。信託管理人及び受益者代理人は、信託銀行に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、信託管理人は、当社従業員が就任いたします。</p> <p>(2) 受益者の範囲 株式給付規程に定める受益者要件を満たす者。</p>	
c. 親引け予定先の選定理由	当社従業員の福利厚生のためであります。	
d. 親引けしようとする株券等の数	1,345,600株を上限として、発行価格等とあわせて平成31年2月22日に決定する予定であります。	
e. 親引け予定先の株券等の保有方針	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、本信託契約に基づき、当社株式の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。	

f. 親引け予定先における払込みに要する資金等の状況	払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）に金銭を信託（他益信託）いたします。当社からの追加信託金をもって、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、平成31年2月14日付で締結した株式給付信託契約書により確認を行っております。なお、信託金の金額等詳細については平成31年2月27日付で締結予定の株式給付信託の追加信託に関する覚書において確定する予定であります。
g. 親引け予定先の実態	<p>資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、親引けにより取得した当社普通株式に係る議決権行使について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、議決権行使を行います。なお、信託管理人及び受益者代理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対して議決権行使に関する指図を行う際には、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。</p> <p>信託管理人は、現在又は過去において当社の役員ではないこと、当社と現に取引のある金融機関において現在又は過去において役員になったことがないこと、当社の重要な取引先において、現に役員ではないこと及び当社との間に特別な利害関係のないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任いたします。</p>

(2) 親引けに係る株券等の譲渡制限

親引け予定先のロックアップについては、「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格等決定日（平成31年2月22日）に決定される予定の「第1 募集要項」における本募集に係る発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)	本募集及び引受人の買取引受けによる売出し後の所有株式数(株)	本募集及び引受人の買取引受けによる売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本国土開発持株会	東京都港区赤坂四丁目9番9号	12,208,000	16.44	12,208,000	14.14
株式会社ザイマックス	東京都港区赤坂一丁目1番1号	5,865,000	7.90	5,865,000	6.79
みずほ信託銀行株式会社(一般財団法人日本国土開発未来研究財団口)	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	4,000,000	5.39	4,000,000	4.63
株式会社西京銀行	山口県周南市平和通一丁目10番2号	3,500,000	4.71	3,500,000	4.05
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	3,500,000	4.71	3,500,000	4.05
アジア航測株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目14番1号 新宿グリーントワービル	3,189,000	4.29	3,189,000	3.69
前田建設工業株式会社	東京都千代田区富士見二丁目10番2号	3,000,000	4.04	3,000,000	3.47
日本基礎技術株式会社	大阪府大阪市北区天満一丁目9番14号	2,900,000	3.91	2,900,000	3.36
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	2,456,000	3.31	2,456,000	2.84
東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木七丁目3番7号	2,195,000	2.96	2,195,000	2.54
計	-	42,813,000	57.66	42,813,000	49.59

- (注) 1. 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、平成31年1月29日現在のものであります。
2. 本募集及び引受人の買取引受けによる売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受けによる売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、平成31年1月29日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、本募集、引受人の買取引受けによる売出し及び親引け(資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)1,345,600株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 株式合併等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

(訂正後)

当社は、本募集並びに引受人の買取引受けによる売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に基づき、当社従業員への福利厚生を目的として資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対し、本募集株式のうち1,345,600株について売付けることを引受人に要請し、引受人は当社の要請に基づき親引けを実施します。資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする信託契約（以下「本信託契約」という。）を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて導入される制度を「本制度」といいます。本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社が主幹事会社に対し、売付けることを要請している指定販売先（親引け予定先）の状況等については以下のとおりであります。

(1) 親引け予定先の状況等

a. 親引け予定先の概要	名称	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
	本店の所在地	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 渡辺 伸充
b. 親引け予定先との関係	<p>資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする本信託契約を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。</p> <p>(1) 概要 本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し、当社株式等を給付する仕組みです。 当社は、従業員に対し株式給付規程に基づきポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。 なお、本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、信託銀行はかかる指図に従って、議決権行使を行います。信託管理人及び受益者代理人は、信託銀行に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、信託管理人は、当社従業員が就任いたします。</p> <p>(2) 受益者の範囲 株式給付規程に定める受益者要件を満たす者。</p>	
c. 親引け予定先の選定理由	当社従業員の福利厚生のためであります。	
d. 親引けしようとする株券等の数	当社普通株式 1,345,600株	
e. 親引け予定先の株券等の保有方針	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、本信託契約に基づき、当社株式の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。	
f. 親引け予定先における払込みに要する資金等の状況	払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）に金銭を信託（他益信託）いたします。当社からの追加信託金をもって、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、平成31年2月14日付で締結した株式給付信託契約書により確認を行っております。なお、信託金の金額等詳細については平成31年2月27日付で締結予定の株式給付信託の追加信託に関する覚書において確定する予定であります。	

g. 親引け予定先の実態	<p>資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、親引けにより取得した当社普通株式に係る議決権行使について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、議決権行使を行います。なお、信託管理人及び受益者代理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対して議決権行使に関する指図を行う際には、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。</p> <p>信託管理人は、現在又は過去において当社の役員ではないこと、当社と現に取引のある金融機関において現在又は過去において役員になったことがないこと、当社の重要な取引先において、現に役員ではないこと及び当社との間に特別な利害関係のないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任いたします。</p>
--------------	---

(2) 親引けに係る株券等の譲渡制限

親引け予定先のロックアップについては、「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、平成31年2月22日に決定された「第1 募集要項」における本募集に係る発行価格（510円）と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)	本募集及び引受人の買取引受けによる売出し後の所有株式数(株)	本募集及び引受人の買取引受けによる売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本国土開発持株会	東京都港区赤坂四丁目9番9号	12,208,000	16.44	12,208,000	14.14
株式会社ザイマックス	東京都港区赤坂一丁目1番1号	5,865,000	7.90	5,865,000	6.79
みずほ信託銀行株式会社(一般財団法人日本国土開発未来研究財団口)	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	4,000,000	5.39	4,000,000	4.63
株式会社西京銀行	山口県周南市平和通一丁目10番2号	3,500,000	4.71	3,500,000	4.05
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	3,500,000	4.71	3,500,000	4.05
アジア航測株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目14番1号 新宿グリーントワービル	3,189,000	4.29	3,189,000	3.69
前田建設工業株式会社	東京都千代田区富士見二丁目10番2号	3,000,000	4.04	3,000,000	3.47
日本基礎技術株式会社	大阪府大阪市北区天満一丁目9番14号	2,900,000	3.91	2,900,000	3.36
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	2,456,000	3.31	2,456,000	2.84
東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木七丁目3番7号	2,195,000	2.96	2,195,000	2.54
計	-	42,813,000	57.66	42,813,000	49.59

- (注) 1. 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、平成31年1月29日現在のものであります。
2. 本募集及び引受人の買取引受けによる売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受けによる売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、平成31年1月29日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、本募集、引受人の買取引受けによる売出し及び親引け(資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)1,345,600株)を勘案した株式数及び割合になります。
3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 株式合併等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。